

14 防衛省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	養蜂事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理 提案 番号 事項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
140010	養蜂、蜂蜜採取、と児童への食 育情報育成のため、自衛隊施設 の一部土地の使用	国有財産法第18条	国有財産法第18条第1項の規定 に基づき、行政財産は、貸し付け等 又は私権を設定することができな い。ただし、同法第18条第2項又 は第6項の規定に基づき、行政財 産の用途又は目的を妨げない限度 において、貸し付け等又は使用許 可することができる。	国有財産である自衛隊駐屯地において、養蜂場 整備のため、敷地の一部を開放する	東京都練馬区・埼玉県朝霞市自衛隊の広大な駐屯地周縁地は草花木樹、四季に富む養蜂蜜 源の宝庫である。しかしながら許今、市街化人口密度は著しく、養蜂は市民感覚では割られて 危険との認識大である。蜂種は日本蜜蜂、西洋蜜蜂で、特に日本蜜蜂は性質温厚素直、故に 性格は養蜂主、その人に似るとも言われます。そこで、自衛隊駐屯地の未使用部分の一部を 開放し「食の安全と国産・純粋蜂蜜の生産増促進の行動計画」として、養蜂場の整備を行いた いと考えています。	D	—	国としては、自衛隊施設の土地について、国有財産法第18条第2 項又は第6項の規定に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げない 限度において国以外の者に貸し付け等又は使用許可が可能。 なお、東京都練馬区・埼玉県朝霞市に所在する陸上自衛隊の駐屯 地は、各種作戦を遂行する基盤であり、平素は隊員の生活、勤務及 び訓練等の場であるとともに国民保護や防災等における地域との連 絡・調整窓口である。また、各種事発生時における増援部隊等の ための土地については、平時においては部隊及び隊員の能力向上 のための訓練場や整備車両の駐車場として有効に活用しているところ である。したがって、当該駐屯地の土地は、すべて当者の所掌事 務の遂行に現に使用されており、未使用部分はないところであ る。	右提案主体からの意見を踏 まえ、再度検討し回答されたい。	貴省へ私のテーマ具申は「養蜂」活動への 足がかりを勝手に担ったものではなく、次代 へ歩む少年の情操学習課外活動の「動機付 け」が自的であり、その助成への「力添え」を 貴省層上、または草本第一調の提供を求 めたのである。 具体的には朝霞駐屯地内広縁活動事業施設 辺、また隣所地区の神社に接する傾斜草 本空地と、児童への動機付け活動にお ける面積は数3枚程度である。順次活動の展開を 予測しつつ同時に一般市民向け「養蜂集 場」の提供能力を高めるのである。この活動 は少年らの情操実習学習として相乗と波及効 果は貴省の広縁活動と相為して国防の「防 人」への敬愛と尊厳、そして市民の微笑みと して世を潤く潤すものであろう。	D	—	国としては、自衛隊施設の土地等の国有財産について、国有 財産法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、当該国有財産 の用途又は目的を妨げない限度において国以外の者に貸し付け 等又は使用許可が可能。 しかしながら、提案の養蜂は、その一隅の使用であっても自衛 隊の任務の遂行や自衛隊施設の管理等に支障が生じるおそれ があると考えられる。また、養蜂に土地等を提供した場合は、提 案理由で述べられているとおり「蜂に刺される危険」があると認識 され、駐屯地周辺住民の自衛隊に対する反感を招くおそれが高 いと考えられる。 いずれにしても、朝霞駐屯地及びその周辺の朝霞訓練場の土 地等の国有財産に係る具体的なことについては、当該国有財産 の維持及び保存を行っている陸上自衛隊朝霞駐屯地又は同国 有財産の管理を行っている北関東防衛局に相談されたい。		1 0 8 2 0 1 0	個人	埼玉県	防衛省